

## 乾隆期、雲南銅の北京輸送に伴う二、三の問題について

谷口 規矩雄

### はじめに

清朝の通貨として銀貨と銅銭が使用されていたことは一般によく知られたことである。ただ銀貨は王朝の発行した鑄貨として流通したのではなく、質と量を計って使用する秤量貨幣として通行したのであった。それに対して銅銭は清朝が鑄造する法定貨幣、即ち「制銭」として流通させたのであり、民間の私鑄は嚴禁されていた。清朝は初期から制銭の鑄造を積極的に行い、やがては銅銭である制銭は銀貨と並ぶ主要貨幣の位置を占めるようになっていった。ただ商工業の発展に伴って民間市場に於ける銅銭の使用は次第に拡大し、清朝規定の制銭の鑄造量では民間に於ける流通量に対応できなくなっていた。こうしたことから康熙末年頃から乾隆中期にかけて所謂「錢貴」が重要な社会的問題になったことは周知のことである<sup>1)</sup>。

こうしたことがあって清朝は制銭の増鑄を計る一方、その原材料である銅等を確保する為の政策を講じざるを得なくなつた。しかし当時に於いて最大の銅の供給元は日本であつた。康熙・雍正時代の銅供給は日本銅、即ち洋銅に頼っていたのであつたが、その洋銅の供給は暫減の傾向にあつた。銅供給の確保が見込めなくなつた清朝としては別途の方策を考えざるを得なくなつたが、中国では雲南に於ける銅産が盛んとなつており、雍正年間には相当量の産出が見込めることとなつた。そこで清朝は乾隆四年以後、北京鑄錢局、即ち宝泉局・宝

源局に於ける鑄造用の銅は全て雲南銅を使用するという政策を決定した<sup>2)</sup>。これ以後も日本銅の輸入は続けられたが、北京両局、及び各省の鑄錢局への銅供給は雲南銅が主力となつていつたのであつた。

以上の結果、乾隆時代に於いては制錢の鑄造に関して雲南銅、即ち「滇銅」の供給が最も重要な課題となつたのである。ただ銅錢の鑄造については、銅以外に鉛、即ち貴州白鉛（黔鉛）、湖南黒鉛、広東錫が必要とされるのであるが、本稿では主として雲南銅を取上げ、その北京への運送に関して若干の問題を論じたいと思う。ただこの運送問題に関して、清朝の北京への運銅に関わる様々な規定、運送経路、運送期間等については既に川勝守氏がその全体像を明らかにしておられる<sup>3)</sup>。しかし運送途上に於いて生起する具体的問題については取上げておられないので、筆者はその一つとして運送途上の銅（官銅）の盜竊に関する問題を取上げたいと思う。雲南銅の北京への運送は六千キロ余に及ぶ長距離なので、この間に生起する問題は様々であり、「盜銅」はその一端に過ぎないことを断つておきたいと思う。また「盜銅」は銅の運送途上で起るだけの問題ではなく、銅廠（鑄銅所）の管理を巡つても起る問題なのであるが、本稿では取上げないこととする。

### I、銅運送途上に於ける沈没船問題について

本稿で取上げる雲南銅の北京両局への運送については、基本的に四川瀘州より北京通州までを経路とする。この間は揚子江と大運河の水運を利用することになるのであるが、非常な長距離運送なので経路の水路上で様々な問題が発生するのは当然のことであつた。中でも頻発したのは運送船の水難、沈没事故であつた。長江水運に於いては四川瀘州を起点として重慶、湖北漢口、江蘇儀徵を中継の拠点としていたが、中でも重慶、漢

口間に存在する所謂「三峡の險」、四川巫山県（夔州府）から湖北東湖県（宜昌府）に至る間は水運の難所であり、運送船通過の度に事故が絶えなかつた。この間は殊に江間が狭く急流で、岩石が突出していたので、それに接触して船舶が破損、沈没する事故が多発したのであつた。こうした事故の一例として、乾隆一六年、湖北省歸州・東湖県に於いて運銅船二隻が沈没して銅一五万一千余斤が失われたという事件を川勝氏が報告されている<sup>④</sup>。こうした事故には当たらないが運送途上の問題として守風・守水・守凍・開凍等の事が有り、運送責任官が逐一報告の義務を負つていた<sup>⑤</sup>。上述のように銅輸送が非常な長距離に及ぶため途上に於いては様々な事故、事件が生起したのであつたが、これらの運銅船破損、沈没事故の中には人為的に引き起こされた件も多数に上つたのであつた。以下に於いてその具体的な実態を検討してみたいと思う。

『清朝実録』（以下『実録』と略記する）乾隆一九年四月己酉の条に次のような記事がある、

滇・黔等省。委員押運京局銅鉛。所過之處。前令該督撫隨時奏報。自應加意查察。但不肖員役。往々乘機盜賣。飾詞捏報沈溺。不特外江巨浸。即内河曲港。時時有之。地方官未能詳勘。固已不免售其詭計。

これによれば、雲南省・貴州省では、北京への輸送任務を担当している官（委員）が銅鉛を運送するが、その船が通過する地方の各総督・巡撫は、その管轄地域通過時の状況を随時中央へ報告し、注意して查察を加えなければならぬ<sup>⑥</sup>。しかし不心得な運送官や同乗の役夫（船戸、水夫等）等が機会に乗じて、銅を盗んで売却しておきながら、船が破損して銅が沈没したと虚偽の報告をする。こうした事が長江の水深の処だけでなく、内地河川の湾曲部でも往々起こっている。しかし地方官はそうした事態を詳しく取調べないので、彼等の悪巧みがまかり通ることが間々ある。

ここでは不良の銅鉛運送官等が銅鉛が沈没したと虚偽報告をし、一方でその銅鉛を盗売していた事実の存在を指摘しているのであるが、事実の具体性が余り明白でない。次の記事では盗銅の状況がより具体的に述べられている。『実録』乾隆二十一年一〇月己丑の条に、

拋吉慶奏。船戸偷盜銅觔。每遷延停泊於無人之處。偷拋水中。揚帆而去。別遣小舟潛撈起売。盜売過多。恐致敗露。故將船板擊破。作為沈溺。以掩其迹等語。看来此等情弊。在所不免。従前屢降諭旨。遇銅鉛過境。令各督撫實力查察。毋任偷漏。……船戸沿途盜売。必有該処牙行・鋪戸。串通購買。始得速售。地方官果能留心訪查。何難力除積弊。

この吉慶の奏文によれば、船戸（船主）が銅を盗竊しようとするれば、常にぐずぐずして無人の場所に停泊し、銅を水中に投棄して去ってしまう。その後小舟をその場所へ行かせ、その銅を水中より掬い取って売出すのである。盗銅が多過ぎて盗売が露見する恐れがある場合には、わざと船の底板を破壊して沈没に見せ掛けるのである。従来からこうした弊害は各処で見られたのであった。それで以前から各督撫に諭旨を降して查察に努め、盗竊させないように命じたのである。……ただ船戸が沿途で盗銅を販売するには、必ずその場にぐるになつているその土地の仲買人や商人がいるから即売できるのである。地方官が努力してそうしたことを捜査すればそうした積弊を取除くことが出来ないであろうか。

この文では、運銅船の銅が盗竊される方法や、船の沈没が人為的に行われる事実が指摘されているが、盗銅が販売される背後には銅買取の仲買人や商人の存在が指摘されていることは更に重要であると思われる。むしろ盗銅を短時間に売却できるという前提があつて銅の盗竊が実行されると考えるのが自然であろう。運銅の経

路に当たる各地にこうした盗銅買取りの商人組織が存在したことが推測されるのである。

## II 水摸（潜水夫）楊竜等による銅盜竊事件について

本節では前節で述べた銅運送途上に於ける盗銅の実態をより具体的に明らかにする為に乾隆三〇年、湖北省宜都県内の長江上で発生した運銅船の沈没事故に於いて、沈没した銅を掬い取るために雇われた水摸（潜水夫）等が起こした銅の盗売事件を取上げようと思う。『実録』乾隆三〇年六月辛酉の条に

昨李因培奏。盤獲究出水摸楊竜等。偷竊銅舫一摺。已降旨該督撫。令其尽法懲治矣。因念。銅鉛船隻。經涉江河。遇有沈溺等事。必需雇覓水摸打撈。乃此輩或乘機。於水底倒翻銅包。僅抽取碎碗搪塞。甚或鑿通船孔。將偷竊銅舫。懸絡水底。夜間移放淺灘。以便私売。現拋訪獲買銅餉銀。至八百余兩之多。夥党朋謀。久成積蠹。殊屬可惡。

という記事がある。これは湖北巡撫李因培が、銅を盜竊した水摸（潜水夫）楊竜等を逮捕した報告を受け乾隆帝が発した指令の一部である。銅鉛運送の船隻は長江や河川を通過して行くが、沈没等の事故に遭遇すれば必ず水摸を雇って沈没物を掬い上げなければならない。所がこの輩は機会に乗じて水底で銅包を翻倒させ、ただ銅片を拾い上げるだけで誤魔化している。甚だしい場合には船底に穴を開けて盗んだ銅を水底に繋ぎ止め、夜になると浅瀬に移し変えて私売し易いようにしている。現に捜査して押収した銅餉は八〇〇余兩にもなっている。これは長年の悪事で殊に憎むべきものである。

ここでも水摸らが銅を盜竊する状況が述べられているが余り明白ではない。しかしここに取上げられている

李因培の奏文が『宮中檔乾隆朝奏摺』（以下『奏摺』と略記する）に載録されている。以下に於いては『奏摺』の文により状況を明らかにして行きたい。李因培の奏文は湖広総督呉達善との連名であるが、「奏して奸徒官銅を巧竊せしこと、奏明查弁せんが事の為にす」と題されており、乾隆三〇年五月二十九日の日付けである。

本年正月初八日。有滇省委員楊興邦。領運甲申年二運第二起京銅七十三万六千三百斤。行至湖北宜都峴窩地方。遭風打碎船一隻。沈溺銅七万斤。並碎銅三千斤。

この文によれば、乾隆三〇年一月八日、雲南省の運銅委員楊興邦が甲申年（乾隆二九年）の第二次、第二班の運銅船団の運送すべき京銅七三万六三〇〇斤を積載して出航したのであった。しかしこの船団が湖北省宜都県の峴窩に至った際、強風に遭い運銅船一隻が破壊され、銅七万斤、碎銅三千斤が沈没したのであった。

続いて楊興邦は宜都県の文武各官と協力し、水摸を雇って銅の採取に当たった。一月一二日より閏二月一日に至るまで、ほぼ三箇月かけて沈没銅六万四一六八斤を掬い上げたという。更に続文には

水摸楊竜等。並不打撈整包。祇將一円一塊。於水底抽取搪塞。迨該運員自製撈鈎鈎取。即連獲数十包。伊等更敢將銅包倒翻。運員自行鈎取。僅属空包。

と記され、銅は銅包と呼ばれる袋に包み込まれていたようで、楊竜等潜水夫達はその銅包を包のまま掬い上げないで、ただ銅の塊片だけを取上げて誤魔化していた。そこで運員の楊興邦が自ら鈎（撈鈎）を作り、連続して数十の銅包を掬い上げた。しかし水摸等は水中でわざと銅包を翻倒させたので、運員自らが銅包を掬い上げてもただ空の銅包に過ぎなかった。要するに水摸等は水中で銅包をひっくり返して銅を水底に沈め、小さな銅塊を拾い集めて誤魔化し、残された銅を自分達が盗み取ろうとしたわけである。

続く後文では、李因培は司・道に檄文を發し彼らを厳しく取り調べ、逮捕することを命じた。

即抛枝江県典史范良佐。在於枝江石牌地方。盤獲水摸向之礼・廖光明、船戸吳貴等船。載官銅一千二百三十五斤。訊抛供。係水摸楊竜・張大明・張德友・・等偷竊。除楊竜脱逃外。余俱拏獲。

と述べられており、枝江県典史の范良佐が同県の石牌という所で水摸向之礼、廖光明、船戸吳貴等の船を捕獲したが、官銅一一三五斤を積載していた。そこで訊問したところ、水摸楊竜、張大明、張德友（この外三人、氏名省略）等が盜竊した物であることを供述した。楊竜は脱逃したが、他の者は皆逮捕したと云う。更に楊竜が思い立って向之礼等二五人とグルになって銅を盗もうとしたという。ただ彼らの多くは脱逃したので、上流の四川・湖南省、下流の江西・安徽・江蘇・浙江各省に至急報を發して追究逮捕を要請した。そうしたことから別文、乾隆三〇年九月二八日付け『奏摺』によれば、委員鐘有礼は黃岡県に於いて犯人蔣有を逮捕、江夏県差役は咸寧県に於いて葉運を逮捕、黃陂県差役は江西省鄱陽県に於いて竜和太を逮捕、他に数人を逮捕した（場所、氏名は煩を厭い省略）のであった。その後吳達善、李因培は布政司三宝、按察使雷暢等と合同で彼らを拘引訊問した。その供述によれば、

水摸頭楊竜。水摸黃士太。写立合同。承攬包撈運員楊興邦沈溺銅斤。每銅一包。給工食銀二錢四分。炭資・犒賞・飯食在外。

水摸頭楊竜、水摸黃士太は契約書を書き、運銅委員楊興邦の沈没銅を一手に採取することを請負い、銅包一包毎に労賃銀二錢四分、その他に木炭代、手当、食費を支払うこととしたという。水摸頭楊竜と水摸黃士太は、運銅委員楊興邦との間で沈溺銅七万斤の採取について彼等が一手にそれを引受ける契約を交わし、採取に当

たつての労賃や、手当・食費等も事前に取決めていたのである。これから判断しても楊竜は水摸頭として相当数の水摸等の仲間を組織していたと思われる、楊竜が合図を発すれば相当数の水摸等が短時間に召集出来たのであった。また楊竜は近辺の船戸とも直ぐ連絡が取れたものと思われる。水摸達は日常的には個別の活動をしていても、何等かの大きな仕事をする際には、仲間集団に加わつて活動したものと思われる。

続文によれば、

正月十二日開工。逐日撈銅交官。尚未偷竊。至十八日晚。楊竜以水底銅多。起意偷売。与黄土太商謀。並糾約船戸吳貴・・・及水摸葉起貴・吳士采・向之礼・・・共二十五人同偷。許挨売銀。公分各犯。俱各允從。と記され、正月一二日より仕事を開始し、毎日銅を掬い取つて官側へ渡していた。一八日晚になって、楊竜は水底の銅が多量なので盗売を思い付き、黄土太と謀つて船戸吳貴や、水摸葉起貴、吳士采、向之礼等（以下の人名は省略）二五人等と共謀して銅を盗竊し、売却して得た銀は各人に分配することとした。各人は皆承諾したという。そこで楊竜は吳士采に繩の網袋とそれを支える枠（架子）を作成させた。一方、掬い取つた銅を積載する船（撈銅船）二隻を用意し、各船の端に四個の穴を穿ち網袋と枠を穴を通して船底に結び付け、水底で銅を網袋に入れるようにした。こうした準備をした上で、

自十九日起。各犯乗機竊銅。陸續偷放絡内。每夜楊竜令黄土太・丁大有・吳貴（以下七名は省略）等。同各犯搬出絡内銅斤。載至淺灘藏匿。陸續共偷銅六千余斤。

楊竜等は一九日から始め、機会に乗じて銅を盗み、次々に銅を網袋に投入した。そして毎夜、楊竜は黄土太、丁大有等と一緒に成つて網袋内の銅を取り出して浅瀬まで運び、そこに埋め隠した。こうして銅六千余斤を盗

んだのであった。

更に続けて後文に

正月二十九日。丁大有が竜窩付近地方。遇見認識之譚一元。販売薑黄。阻風停泊。即告知偷銅価賤。勸其販売。譚一元隨商同另船灣泊相識之彭繼堯夥買。譚一元先赴楊竜船上。議定每銅百斤。価銀十六兩三錢。：約定二月初一日半夜交銅。

と記され、正月二十九日、丁大有が竜窩付近で知合いの譚一元と偶然出逢つた。彼は薑黄（染料・調味料の一種？）を販売していたが風に阻まれて停泊していたのであった。そこで彼に盜銅だから値段の安価なことを知らせ、販売することを勧めた。譚一元は直ぐに別船で停泊していた知合いの彭繼堯と相談して共同で購入することにした。譚一元は先に楊竜の船に行き、銅百斤に付き価銀一六兩三錢と取り決めた。そして二月一日夜中に銅を渡すことにした。

この文によれば、丁大有が宜都県の竜窩付近で強風に阻まれて停泊していた知合いの譚一元に偶然出會つて盜銅の買取を持ち掛けたという。譚一元は薑黄を販売する商人であるが、同時期に同場所にと泊していた彭繼堯も譚一元と同業の商人であつたと思われる。彼等は共同で楊竜等の盜銅を買取ることにしたのである。このことから判断すれば、彼等は既に銅の販売に馴れており、銅の時価等も十分承知していたと思われる。しかも彼等は盜銅であることを承知の上で買い取りに応じているのであるから、楊竜、丁大有等が竜窩付近で沈没銅の採取を行っていることを予め知っていたとも考えられるのである。譚一元、彭繼堯は盜銅買取りの常習犯であつたかも知れない。そして更に後文では

至期。楊竜令黃士太先至譚一元船上等候。又令向之礼・吳貴（以下一三名の姓名は省略）等。分駕吳貴・丁大有船隻。到藏銅淺灘。起齊銅斤。運至譚一元・彭繼堯船邊。搬銅過秤。共売銅五千斤。加一秤。算実銅五千五百斤。計銀八百十五兩。

と記され、二月一日夜半になって、楊竜は黃士太を前もって譚一元の船上に待たせ、一方向之礼、吳貴等他一三名を吳貴・丁大有の船に分乗させて銅を埋藏した淺灘に来させ、一齊にその銅を掘り起こして譚一元・彭繼堯の船に運ばせた。そして銅を計量して五千斤に一割を加え五千五百斤の銅を銀八一五兩で売却することにした。

続文には、譚一元はその場で銀五一〇兩を支払い、残金は後に清算することとした。売れ残った銅一千一三五斤は暫らく吳貴の船に積み置き、売銅の銀は楊竜が自船に持ち帰ることとした。所が丁度その時、船戸尹士林、水手李金元がやって来たので李金元に銀一〇兩、尹士林に銀四〇兩を渡した。楊竜は銀二〇〇兩を取り、王上敬の処に預けたという。更に吳士采には銀二五兩、丁大有には銀三〇兩を渡した。二月二日早朝になって、吳貴、向之礼、廖光明が船に乗って枝江県へ食料を買いに出かけ、石牌に至って典史范良佐に逮捕され、彼らの供述によって楊竜等盗銅の状況が判明したのであった。更に譚一元、彭繼堯等が買取った銅は湖南省武陵県に運ばれ、その地の商人劉吉太等に売却された。

以上が雲南の運銅委員楊興邦の銅船団が湖北省宜都県の竜窩地方に於いて強風に遭い、運送船一隻、銅七万三千斤が沈没、その沈没銅の採取を請負った楊竜等が銅の盗売を行うに至った具体的状況である。楊竜は恐らく水摸頭としてこの地域では良く知られた存在で、地方官から何らかの連絡を受けたものと推察される。

彼は水没銅の引揚げに当たり、楊興邦の水没銅を一手に纏めて採取するという請負い契約を交わし、水摸等に対する銅包引揚げの工賃や、食費等も事前に約定している。又水摸や船戸等二五人を手早く集める等かなり組織的な動きを示している。所謂「三峡」といわれる地域には、こうした水摸達の連絡組織が各処に存在したのではなからうか。

所で既述のように枝江県の石牌地域に於いて、楊竜の仲間である水摸向之礼、廖光明、船戸呉貴等が逮捕され、それを知った楊竜は脱逃したのであった。これを機に、仲間の水摸、船戸等に逮捕命令が出され、逮捕された者達は楊竜等から受取った銀額に応じて刑罰を受けた。その結果について以下に簡単に記しておきたい。

総督呉達善、巡撫李因培等は清律の「官錢糧監守自盜律」に抛り処罰を判定したとされている。楊竜は逃亡中であるが事件の首魁であり、盜竊した銅六六〇〇余斤は官価を以って計算すれば一千両以上に当たるが、逮捕の日を待つて改めて罪を判定する。黃士太は楊竜と共同で契約書を作成し、銅採取を一括して請負ったので責任は楊竜と同じである。獲得した銀は楊竜ほど多くはないが、「監守自盜倉庫錢糧一千両以上例」により斬立決とする。蔣忠、葉起貴、吳士采は銅採取に雇われた人物であるが、楊竜に服従して仲間となり銅の盜売を行った。蔣忠、葉起貴は各々銀五〇両を取得し、吳士采は銀二五両を取得した。罪状は相当重い。「偷竊餉鞘例」により擬絞監候とする。水摸葉運、向之礼、劉和太、(他五名)等は共に潜水して銅を盗んだ犯人であるが、銀の分け前を貰っていない。しかし軍例により辺衛に發して軍に充てる。船戸呉貴、水夫廖光明、張大明等は仲間であるが、共に潜水、盜銅を行っていないし銀も取得していないので、杖一百、徒三年に処された。水夫李金元は銀一〇両を取得したので杖六〇、尹士林は銀四〇両を取得したので杖九〇に処された。譚一元、

彭繼堯は盜銅であることを承知しながら共同で購買したので、杖一百、徒三年に処された。商人劉吉太等は盜銅である事を知らずに購入したので処罰を免除することになった。

### Ⅲ、乾隆四三年武昌県内の長江に於いて発生した官銅盜竊事件

本節で取上げようとする官銅盜竊事件は、前節で述べたような楊竜という人物を頭目とした水摸達の仲間集団によるかなり組織的な盜竊事件ではない。『実録』乾隆四四年二月丁巳の条によれば、

拋（湖広総督）三宝等奏。拋称。雲南押運銅斤。委員張大本。在武昌県属大江遭風。打至对岸白露磯。沈銅九万余斤。一面移県雇人打撈。因距城窺遠。協同護送武員。会撥兵役保甲看守。夜間被匪船先後踵至。偷撈銅斤。旋經兵役鳴鑼放鎗。賊匪竟声喊抗拒。撈銅而去。因雨夜莫追。

湖広総督三宝等の報告であるが、雲南の運銅委員張大本の運送する銅が武昌県内の長江上で強風に遭い、対岸の白露磯に打寄せられ銅九万余斤が沈没した。そこで県に連絡して人を雇って掬い上げることにした。しかし県城から遠距離に在るので、護送の武官と協同し兵役・保甲等を派遣して監視させた。夜間になって匪賊の船が次々にやって来て銅を盗み取ろうとした。直ぐさま兵役達はドラを鳴らし銃を発したが、匪賊達は喚声を上げて抵抗し銅を掬い上げて逃去した。夜間の雨であつたので追跡することが出来なかつたという。この『実録』の記事では匪賊達による盜銅の状況の概略が述べられているに過ぎないが、同じ三宝と湖北巡撫陳輝祖との連名による『奏摺』乾隆四四年一月一七日の記事は相当詳細である。但し長文であるので要点のみを述べるに止める。

この文によれば、委員張大本の運銅船団の第四号船一隻が四三年九月一日、上述のように白露磯に於いて強風によって破壊され、銅九万二五〇〇斤が沈没したのであった。そこで三宝等は武漢黃徳道周曰潢を専任に当て武昌県知県と共に多数の水摸等の人夫を雇い水没した銅の採取に当たった。そして銅八万七七二八斤を掬い取ったのであった。

一方、匪賊の船が集まって官銅を盗んだのは九月二二日の夜間であつたが、上述のように兵役達の警告にもかかわらずそれに抵抗して銅を窃取して逃走したのであつた。そこで付近の漢陽府、江夏県、黃陂県等の地方官に命令を發して彼等を追跡、逮捕させた。その結果林徳玉・夏応俸・胡曰俸・余盛農等（以下の人名は省略）四四人を逮捕した。三宝等は彼等を共同して取調べた。以下はその結果である。

林徳玉は早くから水に馴染み水摸と言つていた。乾隆四〇年、雲南省委員王力の運銅船が広濟県で沈没したが、林徳玉は銅の採取を引受け秘かに盜竊を行い、逃げて未だ捕まつていなかったが、去年九月密かに郷里に歸つていた。そこで委員張大本の銅船が沈没したのを聞き既に逮捕されている畢士洪、未だ逮捕されていない彭要相等と共に夏応選の船に乗り銅の採取を請負う積もりで来たという。また胡曰俸も嘗て雲南省委員佛柱の沈没銅を盜竊したことがあつたが、未だ逮捕されていない錢和尚、周珍と一緒に船に乗つてやつてきた。又蔣俱付・余盛農は未だ逮捕されていない嚴明・陳方元等七人と共に三隻の船に分乗してやつて来た。又黃三九・劉添等は未だ逮捕されていない韓貴一と共に二船に分乗してやつて来た。彼等は皆銅の採取に雇われたと思つてやつて来て一処に停泊していた。所が林徳玉が雇われても賃金が安いのに気付き、銅の盜竊を思い付いた。そこで夜になつて、畢士洪等と共に密かに盜竊を始めた。すると付近に停泊していた蔣俱付等の船が

それに気付いて盗竊に向かい、他の船も共に前後して盗竊に向かった。更にこれに魚戸等の船も加わって多数の船が銅の盗竊を行ったのであった。彼等が盗竊した銅の数量についても詳細な既述があるが、ここでは煩を厭い数例を上げるに止めたい。水摸胡曰俸等の船は銅二七斤を盗竊、夏応俸等の船は一三斤、蔣俱付等の三船は三三〇斤、王一秀の船は一三〇斤、林徳玉の船は二五〇斤を盗竊する等大勢が一斉に銅の盗竊を行い、その総量は一六三一斤に上ったのであった。

彼等官銅盗竊の犯人達はその後盗竊した銅の量によって処罰された。『奏摺』の後文にはその処罰の内容が詳述されているが、ここでは数例を簡略に述べるに止めたい。林徳玉は最初に船を出して仲間を集め盗竊を行ったので、この事件の「罪魁」と言うべきである。更に彼は兵役の阻止をも聞かず抵抗して盗竊を行った。これは律の「共謀為竊。臨時為強盜」に当たる。畢士洪はまだ捕まっていない彭要相・廖文達等と共に林徳玉の船に乗り銅を盗んだ。これは「共為強盜」に当たり、林徳玉と同罪である。共に「江洋大盜例」により、擬斬立決梟示すると判定された。又蔣俱付・吳士奇等一三人は仲間となり、窃取した銅は二、三両から五〇余両であり、罪は「軍徒」に止まるが、兵役の阻止に抵抗したことは「情重」に当たるので黒竜江に発して奴と為すと判定された。その他の者は概ね「窃盜倉庫錢糧例」に基づき、各自の盗銅の量によって徒・杖の刑を科せられることになった。

この盗銅事件に於いては、最初に述べたように特に指導的な役割を持った人物は存在しなかったが四人も多数が何らかの情報を得て盗竊に加わったのであった。また林徳玉は乾隆四〇年に雲南省運銅委員王力の沈没銅の盗竊を行っており、胡曰俸も曾って雲南の運銅委員仏柱の沈没銅の盗竊を行ったことを供述している。

こうした事から判断すれば、こうした個人や小集団が個別に官銅の盜竊を実行した例はかなりの数に上ったものと推測される。

#### IV、剥船による官銅盜竊事件

上記の二例は長江による運銅途上に於いて発生した事件であった。しかし長途の運送を経てようやく天津まで到達した官銅が通州に至る間に於いても尚盜竊に遭うこと屢であった。以下に述べるのは剥船の船戸が天津より通州へ官銅を運送する途上で銅を盜竊して脱逃した事件である。『實録』乾隆四三年一月戊子の条には

拋（直隸總督）周元理奏。剥運京銅船戸張明安。在香河狼二窩地方。鑿漏船隻。偷盜銅斤脱逃一摺。該犯敢於鑿船。窃盜官銅。潛行逃竄。情罪甚為可惡。・・・至該犯所竊之銅。至三千六百余斤。且係鑿漏船底。斷非一時即能偷運。自係沈於河底。暗為記認。俟事後陸續撈取。並著周元理。即派幹員。於鑿船相近処所。細心察探打撈。勿留為賊匪潛匿。

と述べられており、北京へ官銅を運送する剥船の船戸張明安が香河狼二窩という所で船底に穴を開けて船を水底に沈めて脱逃したという。彼が盜竊した銅は三六〇〇余斤に上るが、このように一時に盜竊して運び去ることはできない。自分で船底に穴を開けて船を河底に沈め、その場所を覚えておいて事後に銅を掬い取ろうとしたのであろう。周元理に命じて有能な委員を派遣し、船を沈めた場所付近を細心に探索して銅を掬い上げて後に残さないようにさせよと命じたと言う。しかしこの記述では事態の内容は余り明白でない。但だ『奏摺』に記載された周元理の幾編かの上奏は詳細で事実が具体的に明白になると思われるので、以下に於いてはそれ

によって論を進めたい。

『奏摺』乾隆四三年一〇月二十九日の奏文によれば、

本年一〇月六日。拋香河県詳報。准雲南運銅委員通海県知県陳朝書移称。該委員押運丙申年加運第二起京銅。在天津。会雇剥船起剥。有經紀陳祥生等。具有承攬。共雇剥船五十隻。編列号次。註明船戶姓名。裝銅各細數。分爲三剥。運往通州。

と記され、香河県よりの報告として、本年（乾隆四三年）一〇月二十六日、雲南運銅委員、通海県知県陳朝書が丙申年（乾隆四一年）の加運銅第二起（第二班）の京銅を輸送して天津に至った。そこで剥船<sup>⑦</sup>を雇って運送することになった。この時經紀（仲介人）<sup>⑧</sup>の陳祥生等が請負書を持って剥船五〇隻を雇い上げた。その書には各船に号次を付け、その船戸の姓名、その船の装載する銅の數量を明記していた。そして船を三団に分け通州へ運送することにした。

ここには運銅委員陳朝書の船団が天津まで運送してきた京銅を天津に於いて小型船の剥船に積み替えて通州まで運送することが述べられている。これは天津・通州間の運河の水深、水量等の問題で天津までの大型運銅船はそのまま通州に到達することは不可能なので、ここで積載してきた銅を剥船に積み替えてはならないのである。陳朝書の船団は何隻で構成され、何万斤の銅を積載していたかは明確でないのであるが、とに角剥船五〇隻を雇って、三団に編成して京銅を通州まで運送することになったわけである。

後続の文によれば、

於十月初九等日。次第開行。該委員親押頭剥前進。詎第四号船戶張明安。脱幫在後。隨即挨查。於十二日。

在香港狼耳窩地方。查獲船隻。該船戶張明安及水手等。業已脱逃無踪。驗得船內加有土塊。且有鑿漏形跡。其為偷盜銅斤。脱逃無疑。

と記され、この剥船集団は一〇月九日より銅の運送を開始した。委員陳朝書は第一団を護送して通州へ向かった。所がどうした事か船戶張明安の第四号船は、団を離れて落後した。そこで直ちに調査したが、一二日になつて香河狼耳窩という所で其船を捕獲した。しかし船戶張明安及び水手等は既に脱逃して行方は分からなかつた。船内を驗べると土塊を積み込み、その上船に穴を開けて沈没させた形跡が有り、銅を盜竊しようとして脱逃したこと疑いないということになつた。

そこで典史金国珍を当該処へ急派し、運銅委員等と共同して更に調査したが、この船の原載の銅は一万五〇〇〇斤であつた。所が今秤量したところ三六二四斤が欠少していたのであつた。しかしこの剥船については、経紀の陳祥生等が船戶張明安の住所、及び水手等の姓名を一括記載しているので追跡、逮捕することが出来るし、盜竊された銅三六〇〇余斤は一時にそれを持って遠方へ逃げる事が出来るものではない。必ずそれを受取つて隠匿したり、貯蔵する場所が有るに違いない。そこで総督周元理は近辺の地方文武官に追跡逮捕することを命じ、一方、天津県に命令書を發して経紀達を拘引して船戶の住所、水手等の姓名を究明して早急に逮捕することを命じた。

こうした結果、犯人達は次々に逮捕された。『実録』、乾隆四三年一月辛丑の条には、

周元理奏。雲南委員陳朝書。運銅被竊一案。先經緝獲正犯來彬・丁三二名。現拋署天津府知府朱瀾稟稱。又拏獲正犯張五到案。查此案正犯三名。業俱拏獲。訊係來彬起意。質証相符。又統獲売船之闖明。拉牽之

丁六等。飭解來省嚴審。

と記され、犯人達は省に送られ訊問を受けたのであった。ただこの『実録』の文からは彼等の銅盜竊の具体的な状況はよく分からない。しかし『奏摺』乾隆四三年二月一七日付けの周元理の奏文によれば、彼等が犯行に至った動機等を含め、状況がよく分かる。しかし文章は非常に長文なので、以下には要点のみを述べるに留めたい。

縁。來彬籍隸通州。帮工度日。近因貧苦無聊。見通州解到銅船甚多。於乾隆四十三年八月間。即起意買船。受雇起剥。乘機偷竊銅斤。

これは來彬の供述であるが、彼は通州籍の人物で、職人を生業としていたが、最近は貧苦の状況であった。所が通州には銅運送の船が非常に多いのを見て、乾隆四三年八月に、船を買って銅を運送するのに雇われ、機會を狙って銅を盗もうと思いついたという。來彬は何の職人であったかは分からないが、生活が貧困なので自から船を買入れて剥船として雇われて銅を運送し、隙を見てその銅を盜竊しようと考えたのであった。と言うことは、小型船を所有していれば、運銅の剥船として雇われることは比較的容易であったということになるであろう。しかも盜竊の銅も簡単に売却でき、たとえ一時的とはいえ、日常の貧困から脱することが出来ると考えていたようである。

所でもう一人の丁三は丁家莊に居住しており、以前から來彬と知合いであった。彼は仕事を求めて通州へ行くこうとしていたが、途中で偶然來彬と出会った。來彬は、丁三に船を買って銅を運送し、銅を盜めば利益を得られると誘った。丁三は承諾した。來彬はまた旧知の張五を仲間に入れた。そこで丁三・張五に船を求めさ

せた。二人は直ぐに闔明の船一隻を買入れた。更に来彬は通州の民人郝背児を船戸として雇い入れ、銀を支払う約束をした。又景州人の王二を雇つて水手とした。

九月になって、郝背児は名前を張明安と改め、王二等と共に船を走らせて天津に来た。丁度その時雲南委員陳朝書の運銅が天津に到着し、剥船五〇隻を求めていた。仲介人（經紀）の陳祥生等が請負つて船を雇い入れ、郝背児等も雇われて組を組んで通州へ向かった。一〇月九日になって、郝背児等は船を落後させて丁三の門前に停泊させ、来彬等は銅包を開いて代わる代わる銅を丁三の家内に運び込んだ。そして船が軽くなったので土塊を詰め込ませた。来彬は郝背児と謀つて船をさらに前進させた処で船に穴を開けて沈没させ誤魔化すことにした。一方、丁三はまた親族の丁六を雇つて船の綱を牽かせて前進した。香河县狼耳窩に至つて、郝背児は自ら船に穴を開けて沈め上岸し船を捨てて逃げ去つたのであった。

屢述したが、以上が来彬・丁三・張明安等が天津に於いて運銅の剥船に雇われ、官銅を盜竊するに至つた経緯である。

しかし事態はこれだけで済まなかつた。続文には

嗣丁三之兄丁大。知丁三等偷有官銅。適伊甥邢文惠来家。即商同合夥販売。向丁三等講定每斤京錢二百七十文。賒銅七百余斤。用車裝載。運赴薊州・遵化・豊潤・玉田等処。売与趕集不知姓名人。共得銀六十余兩。大錢十千文。丁大先付丁三等銅價銀四十五兩七錢。其余銀錢。与邢文惠各自帶回。家内収藏。

と記されている。丁三の兄丁大は丁三等が盗んだ官銅を所有していることを知つたが、丁度その時、甥の邢文惠が家に来たので直ぐに相談して共同で銅を販売することにした。そこで丁三等に対して毎斤京錢二七〇文と

することを取り決め、銅七〇〇余斤を前借した。それを車に装載して薊州・遵化・豊潤・玉田等の市場へ赴き売却して銀六〇余両、大錢一〇千文を得た。丁大は先ず丁三に銅の代金銀四五両七錢を支払った。残りの銀錢は邢文惠と共に各自家に持ち帰り収蔵したという。

ここでも述べられているように、丁大は盗銅と承知の上で丁三等の銅を買い受け、甥の邢文惠と共同でそれを売りさばき相当の利益を得ているのである。丁大も邢文惠も銅は簡単に売りさばけ、相当の利益を上げることが出来ることを承知しているのである。私銅を個人的に売買することは禁じられていた<sup>⑨</sup>が、彼等はそれを無視して銅を売却したのであり、民間ではそれだけ銅に対する需用が強かったことが伺える。

一方、丁三は別に王三・瘋子に銅九〇〇斤を前貸ししており、更に王姓の者に三〇余斤を売却している。銅を買い取ろうという人間は幾人も居たのであった。

こうした事とは別に、来彬等は丁大から得た銅の代金を以って、郝背兒等には費用として銀一〇両、錢一三〇〇文を支払った。又閩明の父閩三には船代金として銀一〇両を支払った。丁三・来彬は共同の費用として銀三両、四両をそれぞれ取得した。残余の銀及び盗銅は前後して天津府によって捕獲された。

以上のような結果として、来彬は自ら思い立って仲間を集めて官銅を盗竊し、船に穴を開けて沈没させた主犯である。窃盜鞫餉一百両以上の例に照らして「擬絞」とするが、罪状が重いので「即正法」とすると判決された。丁三は来彬に従って船を買い、銅を盗竊して自家に匿した。簡単に許すわけには行かない。「擬絞監候。秋後処決」とすると決せられた。張五は来彬等に従って仲間になり盗竊を行おうとしたが、その時になって盗竊に加わらず盗品を取得しなかったので「杖一百流三千里」とするが、「従重改發黑竜江。給披甲人為奴」と

決せられた。邢文惠は事情を知らながら、盗品を買って利益を得ようとした。閻明は事情を知らながら船を売渡した。この二人は仲間に加わって盗竊を行わなかったが「杖一百流三千里」と決せられた。此等の外に經紀陳祥生等は一括請負で船を雇ったが、いい加減なことに匪徒の船を雇用了。これは不当なことなので「不応重律」に照らして「杖八十。折責三十板」と決せられた。以上が来彬等の官銅盜竊に関係した人物達に対する処分の結果である。但だ未だ逮捕されていない郝背兒や水手達、盗品を買い受けた人物や、未獲の銅はなお継続して追及することとなった。

## V、沈没銅に関する問題

上記三節に於いては、運送途上に於いて運送船の事故等によって水没した銅の盜竊の実態等について論じた。しかし水没した銅の処理については、盜竊だけではなく他にも種々問題があった。運銅船の破損事故は、既述のように「三峽」と言われる地域に於いては毎年のように発生していた。例えば『実録』乾隆五十一年一〇月癸卯の条には、

諭軍機大臣等。拋毓奇奏。各省領運銅船過境一摺。内称。雲南委員楊有祐、李達等。領運乾隆乙巳年三運一二起京銅。行至巴東・宜都等県地方。沈溺未獲銅斤頗多等語。各省領運京銅。沿途沈溺。固不能保其必無。但此次沈溺京銅。多至八九万斤。而撈獲者僅数千。至一万余斤不等。自係地方官不能督飭丁役・水手。實力撈獲。而奸民等又復從中図利。將沈溺銅斤。詭称撈獲無多。俟委員過境後。潛行撈取。私自售売。

毓奇の上奏によれば、彼の各省の運銅船の責任管轄地域を経過した報告の中で、雲南の運銅委員楊有祐、李

達等の運送する乾隆乙巳年（乾隆五〇、一七八五）の第三運の第一船団、第二船団が巴東・宜都等の県（「三峡」の水域）に至ったが沈没して掬い取っていない銅が非常に多いと述べている。しかし皇帝の考えでは、各省の運送する京銅が、その途上で沈没することが絶無であることを保障することは出来ない。だが此次の京銅の沈没数が八、九万斤の大量なのに、掬い取った量は僅かに数千、乃至一万余斤に過ぎない。これは地方官が人夫や水夫を厳しく監督して力を尽して銅を掬い取らせていないからである。而も奸民達は内側から利益を得ようとし、沈没した銅を多量に掬い取ることが出来なかつたと嘘をつき、委員が地域を離れるのを待つて自分達で密かに銅を掬い取り勝手に販売しているのであろう。

ここで述べられている事実は既に一節で指摘した所と同様であり、奸民の中には二節で述べた水摸（潜水夫）も含まれているであろう。運銅船の沈没事故が絶えなかつたと同様に、同時に水没した銅の盜竊も繰返されてきたのであつた。そしてそれに対する防止策としても運銅船が経過する地域の総督・巡撫が管轄下の地方官を厳しく督励して運銅船を防護し、もし運銅船が事故によつて沈没し、積載していた銅が水没した場合には人夫や水摸達を厳しく取締つて銅を掬い取るのに尽力させ、盜竊の無いようにすべきであると繰返している。運銅船の事故防止や、水没銅の盜竊防止の責任は結局総督・巡撫や地方官に帰されているのであつてそれ以上の対策は何等述べられていないのである。しかし銅の盜竊や私売が絶えないのは、既に指摘したようにそれを高値で買取る商人が存在したからであつた。例えば次のような記事がある。『実録』乾隆五八年四月己巳の条に、

諭軍機大臣等。本日惠齡奏。撈獲沈溺銅鉛數目一摺內。貴州委員朱毓炯・薛清範領運京鉛。遇風沈溺。俱經陸統撈獲五万三千余斤。而雲南委員和費顏所運京銅。於五十七年五月。在巫山縣地方沈溺。至十一月。

止撈獲銅一百三十斤。此等運京銅鉛。同係在險灘遇風沈失。而鉛斤一項隨時打撈。均能撈獲過半。其銅斤沈溺。打撈數月。僅獲銅一百余斤。自因鉛斤所值有限。水摸等即於事後偷撈盜賣。亦無可獲利。是以多有撈獲。輒可得受雇值。至銅斤則價值較昂。水摸人等即盡數打撈。亦止能与鉛斤一例得受雇值。是以不肯認真撈獲。率以無獲具報。一俟委員過境。即將水底留存之銅。暗自撈起。私相盜賣。可凶得值牟利。

本日惠齡が上奏した沈没した銅鉛を掬い取った数量の報告書の中で次のように述べている。貴州委員朱毓炯・薛清範の運送する京鉛が風に遭つて沈没した。だが継続して五万三千余斤を掬い取った。だが雲南委員和費顔の運送する京銅は（乾隆）五七年五月に巫山県で沈没し、一月に至つても止だ一三〇斤を掬い取つただけである。此等の運京の銅鉛は同様に危険な急流で風に遭つて沈没したのだが、鉛斤は直ちに掬い取り皆過半を獲得している。但だ沈没した銅斤は掬い取るのに数カ月を掛けても僅かに一〇〇余斤を獲得しただけである。これは鉛斤は値段が低く、水摸等が事後に掬い取つて盗売してもあまり利益を得られないからである。だから多量を掬い取ることでも労賃を多く得ようとするのである。一方銅斤のほうは値段が相当高いが、水摸達が有るだけ掬い取つても鉛斤と同じだけの労賃を受取るだけなのである。だから真剣に掬い取ろうとせず、大抵収獲が無かつたと報告するだけなのである。そして委員がその地域を去つてしまうと、密かに自分達で水底に留め置いた銅を掬い上げて盗売し高く売つて利を貪ろうとするのである。

この文では沈没した銅鉛について、鉛の盗竊が殆ど無いのに比べ銅の盗竊が絶えない理由が明確に述べられている。水摸達が官銅を盗竊するのは銅が高値で販売でき高利を獲得することが出来るからなのである。即ち水摸達の背後には彼等の盗銅を盗銅と知りつつ高値で買取る商人が存在するからなのである。私銅の販売は清

朝によつて嚴禁されていたのであつたが、それにも拘らず民間では銅に対する需用が高かつたものと考へられる。

### 結びにかえて

本稿では雲南銅の北京への運送について、その途上に於いて發生した運送船の沈没事故によつて水没した官銅の盜竊や、天津付近における剥船による銅盜竊事件等を検討した。その結果として、船戸や水摸等が盜竊した銅が相当な高値で販売出来るといふ狀況が存在することが明らかになつた。即ち盜銅であつても民間では高い需要が存在したのである。この時代、民間では器皿等銅製品に対する需用が高かつたと言われるが、一方では私鑄銅錢、所謂小錢の流通が盛んで、その私鑄の原料として私銅に対する需用が高かつたことも推察される。乾隆末年に至るまで小錢の流通は盛んであつたが、官小錢は別にしてもその原料である銅は何所から調達されたのであろうか。雲南銅の北京への運送に関わる問題として、沈没銅の盜竊はその極一端にしか過ぎないであらう。そもそも運銅の委員の選定に問題は無かつたのであらうか。運送船や船戸・水夫の調達は如何様に行われたのであらうか。運送船の北京到着の遅延に関しては如何なる問題があつたのであらうか。これらは尚後の問題とし残さなければならぬ。

注

- (1) 「錢貴」については黒田明伸「乾隆の錢貴」(『東洋史研究』四五卷一、一九八七年)。上田裕之『清朝支配と貨幣政策』(二〇〇九年、汲古書院)等。
- (2) こうした点については上記上田著書、第五章等。
- (3) 川勝守『明清貢納制と巨大都市連鎖』(汲古書院、二〇〇九年)後編、第三、第四、第五章。
- (4) 上記川勝著書、後編、第四章。
- (5) 上記川勝著書、同第三章。
- (6) これについても上記川勝著書、同第四章。
- (7) 剥船については星斌夫『明清時代交通史の研究』(山川出版社、一九七一年)、後編第三章三。
- (8) 經紀については星斌夫訳注『大運河發展史』(平凡社『東洋文庫』、一九八二年)。
- (9) 私銅の禁令については佐伯富「清代雍正朝における通貨問題」(『中国史研究』二卷)、一九七一年、東洋史研究会所収) 参照。  
乾隆朝においても私鑄私銷の禁令は勵行された。

